

## 組合は 働きやすい職場と まともな賃金・権利を めざして活動しています

### 非常勤講師の労働条件は低い

学校教育は、正規雇用の教職員はもとより、臨時講師や非常勤講師などの献身的な努力で成り立っています。ところが、非常勤講師の労働条件は低く抑えられています。

### 非常勤の待遇改善にとりこんでいます

さらに、全国的に賃金や手当の切り下げの動きが強まり、正規教職員の給料ベースが減らされたり、県独自に賃金カットが行われたりしています。

そんな中で、非常勤講師の報酬も下がっています。授業1コマあたりの報酬は、2002年度には3180円であったものが、2010年度からは2750円にまで引き下げられました。

これは、授業だけでなく教材研究や考査の採点も含んだ額であることを考えると、大幅な引き上げが必要です。国が（地方交付税積算単価として）示している額は2780円ですから、当面その額に戻すように要求しています。

しかも、教科会議、生徒情報交換会などへの出席は、ただ働きとなっています。組合は、必要な会議への出席・打ち合わせに対しても報酬を支払うよう要求しています。

また、実施した授業に対して支払うことになっているため、学校行事等で授業がなくなった場合や長期休業中は無収入となります。全国的には、「1コマ=35時間/年」で計算して、事実上月給制に近い形を取っている県もあります。

### みなさんといっしょに 改善をめざします

滋高教は、みなさんといっしょに労働条件の改善をめざします。同時に、生徒・父母・教職員の思いにもとづく教育をいっしょにすすめていきましょう。

そのために、組合への加入を心から呼びかけます。なお、組合費は、月額500円です。

## あなたの加入が大きな力につながります 組合への加入を心から呼びかけます

滋賀県公立高等学校教職員組合

TEL:077-522-4965 FAX:077-522-4978

E-MAIL:sikokyo@yahoo.co.jp

大津市朝日が丘1丁目11-3 教文会館

# 非常勤講師の労働条件

## 1. 任用期間

4月8日～3月28日（通信課程は～3／31）

## 2. 勤務日および勤務時間

あらかじめ、1週間を単位として、勤務日および勤務時間が定められます。勤務時間1時間とは、授業1コマを指します。勤務日となる曜日、およびその勤務時間は学校毎に異なります。

## 3. 賃金など

### ①報酬の支給等

報酬は1ヶ月分をまとめて、翌日の10日までに支給されます。勤務に対する給付としては、報酬、交通費のほか、手当などは支給されません。

### ②報酬

報酬は1時間（授業1コマ）当たり 2,750円です。

### ③費用弁償

通勤に対する交通費（費用弁償）として、次の額が支給されます。

○電車、バス等交通機関を利用 回数券または普通乗車券の額（往復分）

○自動車、バイクを利用

通勤距離に応じた定額（例：自動車片道5km以上10km未満 日額295円）

通勤距離が2km未満の場合は支給されません。

## 4. 年次有給休暇

下記の条件を満たした場合、7ヶ月目から表の通りの日数が付与されます。休暇は1日単位です。

○採用日から6ヶ月間継続勤務

○全労働日の8割以上を出勤

	7ヶ月めから				
週出勤日	5日	4日	3日	2日	1日
年次有給休暇	10日	7日	5日	3日	1日

【注：複数校勤務者（全日制と定時制勤務を含む）の年休は各学校の勤務日に応じて、学校ごとに付与されます。】

※年次有給休暇以外の有給休暇はありません。

## 5. 公務災害補償

公務上または通勤途上の災害について、労働者災害保険法の定めるところにより、補償を受けることができます。

## 6. 社会保険など

健康保険、厚生年金保険および雇用保険には加入しません。

◎採用時には、雇用期間を含む勤務条件を文書で示されることになっています。  
もし、わからないことがあれば、お気軽に職場の組合員に